

<p>請願番号</p>	<p>請願第5号</p>	<p>受理年月日</p>	<p>平成23年6月16日</p>
<p>請願の件名</p>	<p>地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願</p> <p>第1 件名 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める件</p> <p>第2 請願の趣旨（要旨） 宮崎県議会が、国会及び政府に対し、地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を提出することを採択していただくよう請願致します。</p> <p>第3 請願の理由 1 本県における消費者被害及び消費者行政の状況 一昨年、消費者庁が発足し、消費者行政を推進する中央官庁ができました。しかし、消費者庁ができたからといって、それだけで消費者被害、消費者事件がなくなるわけではありません。 最近では、全国的に未公開株購入や資源開発への投資をめぐる詐欺が横行し、東日本大震災による混乱に乗じた悪質商法による被害も報告されております。インターネットや電子メールを介した架空請求や不等請求による被害も、若者を中心に全国的に広がっており、近年行政においても解決に力を入れてきた多重債務の問題も、まだまだ存在しています。 これらは、本県においても例外ではありません。未公開株等については本県でも高齢者を中心に被害者が存在し、災害に関しては新燃岳噴火による降灰につけこんだ悪質商法の事例が報告されています。また、インターネット等を介した被害も増加傾向にあり、多重債務者も依然として多く存在しています。 近年、本県消費生活センターに対して消費者から寄せられる苦情件数は、依然として多い状況にあります（平成19年度9,935件、平成20年度8,665件、平成21年度8,834件）〔宮崎県消費生活センターホームページより〕。消費者庁の発足によっても、被害が発生している現場である「地方」における消費者行政の重要性が低下するものではなく、その重要性は依然として高いと言えます。 これらの消費者被害に対して、本県では、県消費生活センターを中心として、各種啓発活動や相談体制の充実が図られておりま</p>		

す。また、一部の市町村では、独自に消費生活に関する相談窓口を設け、市民からの相談に対応できるような態勢が整えられつつあります。

もともと、新たな手口による悪質商法等による被害は後を絶ちません。住民の安心・安全な生活を守るためには、今後も県や各市町村による継続的、積極的な取組が不可欠であり、消費者行政の充実が求められます。

2 国による地方消費者行政に対する実効的な財政措置の必要性

現在、国による地方消費者行政の充実策が内閣府から建議され、今後消費者庁においてその具体化が図られることになっています。他方で、地域主権改革の議論が進む中、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念されます。

もとより地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然であり、本県においても、県や各市町村がそれぞれの責任で消費者行政を充実させていくことが今後も求められております。しかしながら、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制には、地方自治体間においてもあまりにも格差があります。加えて、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するパイオ・ネットシステムへの入力作業や、違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在します。現在、国からの支援として地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金が存在しますが、いずれも期間限定の支援に留まっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等、継続的な経費の活用には自ずと限界があります。ことに、本県や県内各市町村のような人口が比較的小さい地方自治体は、大都市部と異なり財政規模も小さく人的資源にも限りがある以上、国による財政支援は不可欠と思われれます。

したがって、国は地方消費者行政充実のために継続的かつ実効的な財政支援を行うべきです。

3 具体的な制度設計の提示の必要性

すべての自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を整備するためには、国が相談窓口のあるべき姿について一定の目安を示す必要があると考えられます。他方で、自治体によっては単独での消費生活センターの設置が困難なケースもあるため、国は、小規模な市町村がよりスムーズに消費者行政の強化を行うことができるよう、都道府県と市町村が広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に示す必要があります。

4 消費生活相談員の地位・待遇の向上を可能とすることができる制度整備の必要性

消費生活相談窓口を現場で担っている消費生活相談員は、住民が悪質商法等の被害に遭った際の苦情相談を受けてアドバイスをおこなうだけでなく、消費者と業者の間に入って解決を図る「あっせん」業務もおこなっており、相応の知識、経験、専門性が要求されます。しかし、消費生活相談員は期限付きの非常勤職員の扱いが大半であり、その地位の安定と専門性の向上を図ることが困難な状況にあります。その待遇も、消費生活相談業務の専門性に見合ったものとは言い難い現状にあります。

住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するためには、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要です。現状では、非常勤の立場で安定的に勤務できる任用制度がないため、この点について手当てする必要がありますし、正規職員でない形態で常勤的に勤務する任用制度の整備も望まれます。そのためには、その職種の専門性に着目した専門職任用制度を新たに整備する必要があります。

5 結び

以上の理由により、消費者の安全な生活を確保するために、地方消費者行政を充実させるという観点から、貴議会に請願致します。

紹介議員	横田 照夫 井上紀代子 松村 悟郎 鳥飼 謙二 後藤 哲朗 新見 昌安 西村 賢 有岡 浩一 徳重 忠夫 前屋敷恵美 渡辺 創 凶師 博規 田口 雄二 岩下 斌彦
摘要	